

民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成のご案内について

豊島区では、路上喫煙・ポイ捨てや受動喫煙の防止を目的として、一般に利用可能な喫煙所の設置と維持管理に関する費用の助成を行います。

- ★ 申込み期間は、令和6年4月1日（月）～令和6年12月27日（金）です。
 - ★ 先着順となりますので、予算額に達した時点で受付終了となります。
 - ★ 工事開始前に事前申請が必要となりますので、まずはご相談ください。
- （豊島区 環境清掃部 環境保全課 環境美化グループ ☎03-3981-2690）

●助成対象者

- ①区内の土地・建物を所有する方、②区内の土地又は物を使用する方

*国、独立行政法人及び地方公共団体の方は対象外です。

●助成内容

| 助成対象経費 | | 助成率 | 助成限度額 | 回数/期間 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|
| 設置経費 | 工事費、設備費、備品購入費等 | 10/10 | 800万円 | 1回 |
| 維持管理経費 | 光熱費、清掃費、備品保守費等 | 10/10 | 年60万円 | 5年間 |

●助成対象となる喫煙所の要件等

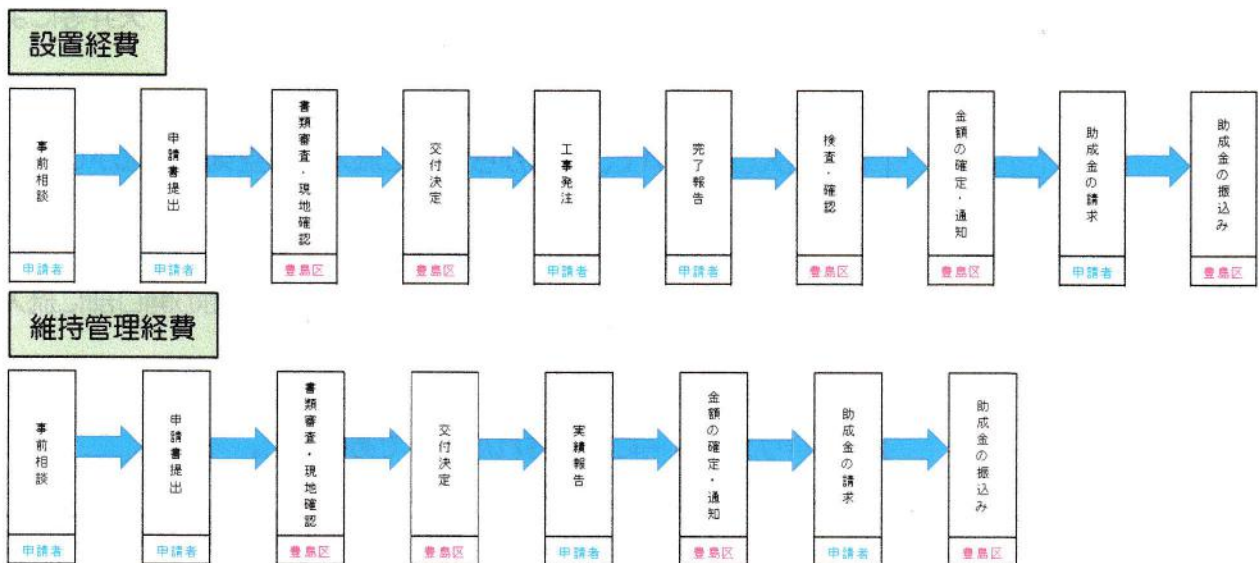
対象となる喫煙所は、「屋内公衆喫煙所」、「屋外公衆喫煙所（コンテナ型）」、「屋外公衆喫煙所（パーテーション型）」です。加えて、下記の要件等を満たす必要があります。

| 区分 | 要件 |
|--------------------|--|
| 屋内公衆喫煙所 | (1) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。 (2) たばこの煙が屋外又は外部の場所に排出されていること。 (3) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2メートル毎秒以上であること。 (4) 出入口には扉を設け、常時開放しないこと。 (5) たばこの煙が人の往来の多い区域及び他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。 (6) 床面積が4平方メートル以上であること。 (7) バリアフリーに配慮された設計であること。 (8) 法令等の基準を満たすものであること。 |
| 屋外公衆喫煙所 （コンテナ型） | (1) 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖型の構造物であること。 (2) 出入口には扉を設け、常時開放しないこと。 (3) たばこの煙が人の往来の多い区域及び他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| | (4) 床面積が4平方メートル以上であること。 (5) バリアフリーに配慮された設計であること。 (6) 法令等の基準を満たすものであること。 |
| 屋外公衆喫煙所 (パーティション型) | (1) 周りに高さ2~3メートル程度の壁があり、天井が開放されていること。 (2) 出入口には、方向転換のためのクランクがあること。 (3) 周りの壁の下部に、給気用の隙間(高さ10~20センチメートル程度)があること。 (4) 建物の出入口及び窓並びに人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等周囲の環境に配慮していること。 (5) 床面積が4平方メートル以上であること。 (6) バリアフリーに配慮された設計であること。 (7) 法令等の基準を満たすものであること。 |

- 一般に開放し、無料で利用できること(概ね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること)
- 区が公衆喫煙所として周知することに同意すること。
- 供用開始日から最低5年間は継続して運営し、1日1回以上の清掃等を行い、適切に管理し、安全に配慮すること。
- 法令等に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。
- 望まない受動喫煙が生じないよう配慮した場所に設置し、周辺環境に配慮した運営を行うこと。
- 公衆喫煙所の設置に関して、近隣住民等に対し、十分な説明及び周知を実施し、理解を得ること。
- 出入口に20歳未満の者が利用できない旨の案内表示をすること。

●助成の流れ



*申請書等については、豊島区ホームページよりダウンロードしてご利用ください。



【問合せ先】 環境清掃部 環境保全課 環境美化グループ

☎03-3981-2690

